

空き家リフォーム促進補助事業のお知らせ

問 企画調整課 企画政策係
☎476-1111 (221・222)

町内にある空き家を利活用するために修繕等を行った場合、改修に要した経費の一部を助成します。

【補助対象物件】 町内にある住宅で、次に掲げる要件すべてに該当するもの

- 1 個人が自ら居住するために建築された住宅
- 2 1年以上継続して居住していない、築10年以上経過した住宅
※アパート、マンションや賃貸住宅として利用されていたものは対象となりません。

【補助要件】 次に掲げる要件すべてに該当すること

- 1 市区町村民税等に滞納がないこと
- 2 町内の建築業者等(個人事業主を含む)に発注し、申請年度内に工事が完了すること
- 3 改修等に要する経費が30万円以上であること
- 4 町、県及び国が行う他の補助制度の対象とならないこと
- 5 改修後、賃貸や売却(※)のほか自己又は親族等が居住するなど活用すること
※賃貸や売却に当たっては、「大崎町空き家等バンク制度」に登録する必要があります。

【補助対象経費】

- ・家財道具等の運搬及び廃棄に要する経費
- ・住宅の機能回復又は向上のための修繕、模様替え、設備改善に要する経費
※直接居住に要しない部分(倉庫や外構、店舗部分など)の改修や備品の購入などは対象となりません。

【補助金額】

- ・補助対象経費の2分の1以内で50万円を上限とします。なお、補助金額の千円未満の端数は切り捨てるものとします。

【申請時期】

- ・改修工事の着工前に申請書類を提出し、町より交付決定を受けてください。改修中、改修後の申請については受理できません。

大崎町空き家等バンク制度のご紹介

問 企画調整課 企画政策係
☎476-1111 (221・222)

町内の空き家や空き地(※)の情報をホームページ等に掲載し、利用したい人へ紹介する制度です。空き家等の有効活用にお役立てください。

※空き地とは、住宅などの建築に適当な面積を有する良好な管理状態にある土地をいいます。農地は対象となりません。



※注意※

この制度は物件の情報発信及び紹介を行うものであり、役場が仲介及びあっせんを行なうものではありません。また、物件を登録する方は、所有権などを有する物件の売買または賃貸を行うことができる方に限ります。